

事務局からのお知らせ

一時金給付と年金給付の選択について

加入期間15年以上の加入職員が脱退した時は、「一時金」と「年金」の選択をすることができます。それぞれにメリット・デメリットがありますので、ご検討の際にお役立てください。

(1) 一時金給付

メリット	<ul style="list-style-type: none"> 退職所得控除という優遇税制を受けることができる。 社会保険料の計算対象にならない。 住宅ローンなど、高額のまとまった返済などに充てやすくなる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 手元にまとまったお金があることで、無駄遣いしてしまう場合がある。

(2) 年金給付

メリット	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に安定収入を得ることができるため、マネープランを立てやすい。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 公的年金等控除を超えた額は雑所得となるため、所得税、住民税、国民健康保険や介護保険料の対象となり、税金が高くなる可能性がある。

福祉医療機構に加入されている事業所様へ

前回の基金だよりでもお知らせいたしましたが、福祉医療機構以外の退職手当金の源泉徴収票を添付される場合は、退職手当金請求書に必ずのりづけをしてください。この場合、退職手当金請求書のB欄とE欄のご記入も必要となります。

源泉徴収票のり付け欄	退職の区分等									
	あなたが本年中に他に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。									
	B欄		受けた他の退職手 当金期間		自 年 月 日	至 年 月 日	⑤ ⑥の通算継続期間	自 年 月 日	至 年 月 日	年
	⑥ 前年以前4年以内の年ごとの確定拠 出年金法に基づく老齢給付金として支 給される一時金の支払を受ける場合に は、14年以内の退職手当等についての 継続期間									
	C		A又はBの退職手当等についての継続期間のうち、前に支払を受けた退職手当等についての継続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された継続期間等について、このB欄に記載してください。		自 年 月 日	至 年 月 日	⑦ ⑧又は⑨の継続期間のうち、⑧又は⑨の継続期間と重複している期間	自 年 月 日	至 年 月 日	年
	D		Aの退職手当等についての継続期間(⑦)に通算された他の退職手 当等についての継続期間		自 年 月 日	至 年 月 日	⑩ ⑧又は⑨の継続期間のうち、⑧又は⑨の継続期間だけ からなる部分の期間	自 年 月 日	至 年 月 日	年
	E		Bの退職手当等についての継続 期間(⑧)に通算された他の退職手 当等についての継続期間		自 年 月 日	至 年 月 日	⑪ ⑦の通算期間	自 年 月 日	至 年 月 日	年
	B又はCの退職手当等がある場合には、このB欄にも記載してください。									
	E欄		区 別	退職手当等の支払を 受けた事業所(名称・住所)	収入金額	源泉徴収額	特別徴収税額 非課税控除(円)	支払いを受けた 年月日	退職の 区分	支払者の所在地 (住所)・名称(氏名)
									一般 課税 一般 課税	

会員ホームページリニューアルのお知らせ

会員専用ホームページは、運用開始（平成27年2月）から約4年が経過し、加入事業所様よりシステムに関して、機能や操作性等についてご意見をいただいております。そのため、より使いやすくなるシステムへの改修を検討し、平成31年度8月頃を目安に改修を実施したいと考えております。

主な改修内容

(1) 届出に合わせた加入者数・掛金の表示

現状	各事業所様で届出状況を反映したリアルタイムでの加入者数や掛金を確認することができませんでした。この結果、締め前に正しい掛金についてお問い合わせをいただいたり、掛金の入金不足や過剰入金が発生することがありました。
改修後	各事業所で届出状況に合わせたリアルタイムでの加入者数（掛金）が確認できるようになります。

(2) 事業所間を異動する際の届出方法変更

現状	転出事業所、転入事業所双方が自由に届出ができるため、届出内容の不一致や届出日の不一致が生じることがありました。
改修後	転入双方の登録内容が一致するような仕組みに変更します。

(3) 加入者明細表・要支給額明細表 休職期間の表示変更

現状	表示される休職期間は、委託銀行(三井住友信託銀行)のカウント方法による値のため、給付額算出の県社協カウントの休職期間とは異なっています。
改修後	休職期間の表示は、すべて県社協カウントになります。 ※但し、改定前のデータは委託銀行のカウントとなります。

(4) 会員TOP画面のデザイン変更

会員専用ホームページ内のボタンデザインを全体的に大きくすることで、操作がわかりやすくなる。

お問い合わせ先

新潟県社会福祉協議会 総務管理課 主事 渡邊 慎也 / 嘱託 山鳥 真樹
TEL : 025-281-5520 / FAX : 025-281-5528
MAIL:soumu@fukushiniigata.or.jp

★ 新潟県福祉人材センターからのお知らせ

2017年4月から介護福祉士資格をお持ちの方は、離職時に都道府県福祉人材センターに届け出ることが努力義務となりました。離職される方にご周知をお願いします。